



二の三 別紙様式第一号の二により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第四項第二号に該当しないことを誓約する書面は、当該旧氏及び名を証する書面

三 条第一項第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、監査役又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第一号により作成した誓約書）

四 別紙様式第三号により作成した役員及び重要使用人の履歴書（会計参与設置会社（法第四条第二項第四号に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）であつて会計参与が法人であるときは、別紙様式第四号により作成した当該法人の沿革を記載した書面）

五 別紙様式第五号により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第二号及び第四号から第十号までに該当しないことを当該取締役、監査役及び重要使用人が誓約する書面

六 会計参与設置会社であるときは、会計参与が法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し

七 会計参与設置会社であるときは、別紙様式第六号により作成した会計参与が法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条规定各号に該当しないことを当該会計参与が誓約する書面

八 別紙様式第七号により作成した特定社員の名簿及び親会社（当該特定目的会社の特定資本金の額の二分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人（仮設人を含む。第二十七条第一項第五号において同じ。）の名義をもつて保有している者をいう。同条において同じ。）の株主又は社員の名簿

九 特定資産（不動産に限る。）に関する登記事項証明書その他の特定資産（権利の喪失及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限る。）の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面

十 特定資産を譲り受けるために入札の方法による競争（以下「競争入札」という。）に参加する場合であつて法第七条第一項（法第十九条第一項第二号に規定する会社を除く。）に該当するときは、当該会社の登記簿に登記する書面

第一条 第五項において準用する場合を含む。)の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本の添付を省略するときは、当該競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面(当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。)又はその写し

十一 資産流動化計画に従い信託の受益権(従たる特定資産に該当するものを除く。)を譲り受けようとする場合は、当該信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本(当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案)

特定目的会社は、業務開始届出又は新計画届出に際し、前項第一号括弧書に規定する契約書案を提出したときは、同号括弧書に規定する契約を締結した後、速やかに当該信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。

(業務開始届出等に添付すべき電磁的記録)

第十一条 法第四条第四項(法第九条第四項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付することができる電磁的記録及び法第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第百三十二条を除き、以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(業務開始届出書の受理)

第十二条 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資産流動化計画(資産流動化計画が前条に定める電磁的記録をもつて提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。第三十二条第三項において同じ。)一部に受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項)

二 資産の流動化に係る業務の開始期日として定める年月日

三 前二号に掲げる事項について変更を禁止する。優先出資の発行を予定する場合は、その旨

(優先出資に係る発行及び消却に関する事項)  
**第十三条** 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 総口数の最高限度

二 優先出資の内容（利益の配当又は残余財産の分配の方法を含む。次条において同じ。）

三 種類ごとの総口数の最高限度

四 各発行ごとの発行時期

五 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の方法

六 各発行により調達される資金の用途

七 法第三十九条第一項に規定する募集優先出資を引き受ける者に対する特に有利な発行に関する事項その他の各発行ごとの発行条件に関する事項

八 優先出資の消却又は併合に関する事項として次に掲げる事項

イ 法第四十七条第二項の規定による優先出資の消却（以下この号において「利益消却」という。）を予定する場合は、その旨及び利益消却に関する事項

ロ 法第一百十条の規定による優先資本金の額の減少に係る優先出資の消却（以下この号において「簡易減資消却」という。）を予定する場合は、仮清算消却に関する事項

ハ 法第五十九条の規定による手続を経て行う優先出資の消却（以下この号及び第二十一条において「仮清算消却」という。）を予定する場合は、その旨及び簡易減資消却に関する事項

二 優先出資の併合に関する事項

一 優先資本金の額の減少に関する事項として次に掲げる事項

イ 優先資本金の額の減少を禁止する場合  
は、その旨

ロ 法第百十一条の規定により優先資本金の額の減少を行うことを予定する場合は、その旨及び同条第一項各号に掲げる事項

十一 第五号から第八号までに掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定が得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十二 第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

十三 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)

第十四条 法第五条第一項第二号ロ、ハ及び二(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定社債(特定短期社債を除き、転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債(以下この条において「転換特定社債等」という。)を含む。以下この条において同じ。)の発行を予定する場合は、その旨

二 募集特定社債の総額(発行予定残高の上限をいう。以下この条において同じ。)

三 募集特定社債の内容

四 各発行ごとの発行時期

五 各募集特定社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法(転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。)、利率及び募集等の方法

六 各発行により調達される資金の用途

七 特定社債に係る信用補完又は流動性補完(特定資産の管理及び処分の状況又は一時的な資金不足によって債務を履行することが困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。次条及び第十六条において同じ。)の概要

八 元本の償還及び利息支払の方法及び期限に関する事項

九 期限前償還を予定する場合は、その内容(期限前償還の対象となる特定社債の範囲、期限前償還の要件及び利息の計算方法を含む。)

十 法第百二十六条本文に規定する特定社債管理者の名称若しくは法第二百二十七条の二第一項本文に規定する特定社債管理補助者の氏名

若しくは名称又は特定社債に物上担保を付する場合における担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社の名称

十一 法第二百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同項本文の先取特權を有しないこととする場合は、その旨

十二 特定社債権者集会に関する事項（特定社債権者集会の決議事項を含む。）

十三 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項

イ 総額  
ロ 転換の条件  
ハ 転換によつて発行すべき優先出資の内容  
ニ 転換を請求することができる期間

本法第二百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十四 新優先出資引受権付特定社債について、法第二百三十九条第四項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十五 法第五条第一項第二号ニ（一）から第十一号まで、第十三号ヨからホまで及び前号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十六 法第五条第一項第二号ニ（一）に掲げる事項並びに第一号から第三号まで、第十二号及び第十三号イに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

十七 法第五条第一項第二号ニ（一）から（6）までに掲げる事項及び前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項）

第十五条 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定期社債の発行を予定する場合は、その旨

二 限度額（発行予定残高の上限をいう。）

三 特定期社債の内容

四 各発行ごとの発行時期

五 法第二百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定短期社債に係る

特定社債権者が同項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

六 各募集特定短期社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法及び利率

七 各発行により調達される資金の使途

八 特定短期社債に係る信用補完又は流動性補完の概要

九 元本の償還及び利息支払の方法及び期限に関する事項

十 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十一 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

十二 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項）

第十六条 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定約束手形の発行を予定する場合の旨

二 限度額（発行予定残高の上限をいう。）

三 特定約束手形の内容

四 各発行ごとの発行時期

五 各発行ごとの発行価額及び利率

六 各発行により調達される資金の用途

七 特定約束手形に係る信用補完又は流動性補完の概要

八 債還の方法及び期限に関する事項

九 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行った場合、その旨

十一 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（特定借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第二号トに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす

一 特定借入れを行うことを予定する場合は、  
その旨

二 限度額（借入予定残高の上限をいう。）

三 各借入れに関する事項として次に掲げる  
事項

イ 借入金額

ロ 借入先

ハ 借入条件（弁済期及び弁済方法に関する  
ことを含む。）

ニ 借入金の用途

ホ 担保設定に関する事項

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない  
場合又はその改定があり得る場合は、その内  
容を確定し、又は改定するための要件及び  
手続

五 第一号及び第二号に掲げる事項について変  
更があり得る場合は、その旨及び変更を行な  
うための条件

六 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合  
は、その旨

（特定資産に関する事項）

**第十八条** 法第五条第一項第三号に規定する内閣  
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 別表の特定資産（開発により特定資産を取  
得する場合は、当該取得予定資産。以下同  
じ。）の区分欄に掲げる特定資産（従たる特  
定資産を除く。以下この条において同じ。）  
の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲  
げる事項

二 特定資産の権利の移転に関する事項（特定  
資産の譲渡に係る対抗要件の具備又は買戻特  
約の設定状況に関する事項を含む。）

三 特定資産の取得時期

四 特定資産の取得価格（法第四十条第一項第  
七号に規定する特定資産の価格を知るために  
必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。）

イ 特定資産が法第四十条第一項第八号イ又  
は第一百二十二条第一項第十八号イに掲げる  
資産であるときは、法第四十条第一項第八  
号イ又は第一百二十二条第一項第十八号イに  
規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価  
の結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）  
及び当該鑑定評価を行った者の氏名

ロ 特定資産が法第四十条第一項第八号ロ又  
は第一百二十二条第一項第十八号ロに掲げる  
資産であるときは、法第四十条第一項第八

六 口又は第百二十二条第一項第十八号口に規定する当該資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者の氏名又は名称及び当該調査に係る資格

七 特定資産の譲渡人（開発により特定資産を取得する場合は、当該開発に係る契約を特定目的会社と締結した者）の氏名又は名称及び住所

八 次号口の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、第七条第一項第三号の業務の委託契約を特定目的会社と締結した者の氏名又は名称及び住所までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、口の場合に限る。以下この号において同じ。）の内容が確定していないとき、又は第三号から第五号までに掲げる事項の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

イ 開発により特定資産を取得する場合

ロ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1) 取得する特定資産が金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下同じ。）若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであること。

(2) 発行を予定する資産対応証券が特定短期社債又は特定約束手形のみであることを次に掲げる要件の全てを満たす場合

ハ 第一号の特定資産の内容欄に掲げる事項によつて特定が可能な金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であつて、一定の条件に基づいて

(1) 特定借入れを行わないこと。

(4) 資産流動化計画に（2）及び（3）について変更を禁止する旨の定めがあること。

抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得する場合

(2) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定により担保が付された特定社債であること。

(3) 資産流動化計画に(2)について変更を禁止する旨の定めがあること。

八 第二号から第五号まで及び前号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合、又は前号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産(従たる特定資産を除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。)の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容、時期及び理由を含む。)を含む。

二 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(同条第二項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十七条に規定する特定社債管理者又は法第二百二十七條の二第一項本文に規定する特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社の利害に係る事項(特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。))

四 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合(特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を從たる特定資産のみの取得に係る資金の全部を

又は一部に充てることを予定する場合を除く。)は、その旨

五 第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

六 第一号から第四号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

七 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定借入れ以外の資金の借入れに関する事項)

第二十条 法第五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 限度額(借入予定残高の上限をいう。)

二 各借入れに関する次に掲げる事項

イ 借入金額

ロ 借入先

ハ 借入条件(弁済期及び弁済方法に関することを含む。)

ニ 借入金の使途

ホ 借入先設定に関する事項

ハ 借入条件(弁済期及び弁済方法に関することを含む。)

ニ 借入金の使途

三 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

四 第一号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

五 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産流動化計画の概要

二 特定出資の総額の上限

三 優先出資又は特定社債について、少人数私財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨

九 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティプ取引の利用の方針その他投資者保護の観点から記載又は記録が必要な事項に関する事項

十 国第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十一 第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十二 前各号に掲げる事項について変更を禁止する場合は、その旨

(業務開始届出等に係る特例)

第二十二条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する特

変更するための手続及び当該事項の内容が定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。)は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五 第一号から第三号までに掲げる事項(第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続)が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

六 第一号から第四号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

七 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定借入れ以外の資金の借入れに関する事項)

第二十三条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書(以下この条において「追加届出書」という。)に、その副本一通及び次に掲げる資料一部(第四号イ及びロに掲げる書類に



第三項ただし書の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本若しくは謄本又は第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略して第一項の資産流動化計画変更届出書の提出を行った特定目的会社が第七条第一項第一号若しくは第八条第一項第二号に規定する契約を締結し、又は同項第一号に規定する信託を設定したときは、速やかに、これらの契約又は信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に

4 第八条第二項及び第九条第二項の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、第八条第二項中「業務開始届出又は新計画届出」(法第十二条第一項の規定による届出をいう。以下同じ。)とあり、及び第九条第二項中「業務開始届出又は新計画届出」とあるのは、「資産流動化計画変更届出書の提出」と読み替えるものとする。

面若しくはこれに準する書面（当該競争手本を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。）又はその写しを同項の資産流動化計画変更届出書に添付して提出する場合に限る）にあっては、第七条第一項第一号に掲げる契約書の副本又は謄本及び第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略することができます。

特定の会社に 第十一条第一項に記載する事項を変更した場合（資産流動化計画に特定資産（従たる特定資産を除く。）の項において同じ。）として記載され、又は記録された資産以外の資産が、当該変更により新たに特定資産として記載され、又は記録される場合に限る。）は、新たな特定資産（当該変更により資産流動化計画に新たに特定資産として記載され、又は記録される資産をいう。以下この項において同じ。）に係る第七条第一項各号に掲げる契約書の副本又は謄本並びに第八条第一項各号並びに第九条第一項第九号及び第十一号に掲げる書類を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。ただし、新たな特許権を譲り受けたために競争手に係る実施要項を記載した書類（当該競争入札に係る実施要項を記載した書類）告白はこれに準ずる書類（当該競争入札と

3 2 前項の規定にかかる特定期目的会社が法定第九条第四項において準用する法第四条第四項の規定により変更後の資産流動化計画を資産流動化計画変更届出書に添付する場合にあっては、当該資産流動化計画変更届出書に添付する変更後の資産流動化計画の部数は、一部とする。

**第三十条** 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画(変更後の資産流動化計画が第十条に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)一部に受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行

は、当該変更のために新たに締結した第八条第一項第一号に規定する信託に係る契約書又は同項第二号に規定する契約の契約書の副本又は賃本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

9 約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画  
る旨に記載した第七条第一項に掲げる専約の専約  
変更届出書に添付しなければならない。

7 特定目的会社は、第十八条第六号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第三号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

6 化計画変更届出書に係る変更後に資産対応証券の発行を行う場合には、当該変更後最初に資産対応証券の募集等を行う日までに、これらの契約を締結し、又は信託を設定しなければならない。

6 特定目的会社は、第十八条第五号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

三 法第百五十一條第三項（同項第二号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 同号に規定する承諾があつたことを証する書面及び同条第四項の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

四 法第百五十一條第三項（同項第三号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四

は附る)の規定に基き資源エネルギー政策監視評議会を  
変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行つたことを  
証する書面

イ 当該変更の内容が第七十九条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象

二  
二 特定約束手形を発行している特定目的会社に  
あつては、法第百五十五条第三項において  
準用する法第百五十七条第二項において  
り相当の財産を信託したことを証する書面  
法第百五十五条第三項（同項第一号の場合  
に限る。）の規定に従つて資本流动七十画  
と限る。

社員総会の決議により資產流動化計画を更した場合 次に掲げる書類  
イ　社員総会の議事録の謄本  
ロ　特定社債（特定短期社債を除く。）を発行している特定目的会社にあつては、特定社債権者集会（内容の異なる二以上の種類の特定社債（特定短期社債を除く。）を発行している場合は、各種類ごとの特定社債権者集会を含む。）の議事録の謄本  
ハ　特定短期社債を発行している特定目的会社にあつては、法第百五十五条第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

管轄財務局長は、新計画届出書を受理したときは、新計画届出書の副本及び資産流動化計画一部に受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

一部（資産流動化計画については、二部）及び  
前条第二項の規定により還付された業務終了届  
出書の副本を添付して、管轄財務局長に提出し  
なければならない。

前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法  
第十一條第五項において準用する法第四条第四  
項の規定により資産流動化計画を新計画届出書  
に添付する場合にあつては、当該新計画届出書  
に添付する資産流動化計画の部数は、一部とす  
る。

(以下この条において、「新説画廊出版」といふ。)に、その副本一通、法第十一條第三項に規定する書類(法第五百五十九條第一項の規定により社員総会の承認を受けた貸借対照表を含む。)一部、法第十一條第五項において準用する法第四條第三項第二号から第六号までに掲げる書類

号により作成した届出書（以下「業務終了届出書」という。）に、その副本一通を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

管轄財務局長は、業務終了届出書を受理したときは、業務終了届出書の副本に受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

項の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面  
イ 第七十九条第一項第一号に掲げる場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面  
ロ 第七十九条第一項第二号に掲げる場合は、資産流動化計画に記載され、又は記録された要件を充足し、かつ、資産流動化計画に記載され、又は記録された手続を経たことを証する書面

務を結了する方法を記載した書類一部、第三十三条第二項の規定により還付された業務終了届出書の副本がある場合にはその副本及び次号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類二部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 特定目的会社が破産手続開始の決定により解散した場合 裁判所が届出を行おうとする者を当該特定目的会社の破産管財人として選任したことを証する書面の写し又はこれに代わる書面

二 特定目的会社が破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 当該特定目的会社の清算人に係る特定目的会社の登記事項証明書又はこれに代わる書面

### 第二節 特定目的会社

(設立費用)

**第三十四条** 法第十六条第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 定款に係る印紙税

二 設立時発行特定出資と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等（法第十九条第三項に規定する銀行等をいう。）に支払うべき手数料及び報酬

三 法第十八条第二項において準用する会社法第三十三条第三項の規定により決定された検査役の報酬

四 特定目的会社の設立の登記の登録免許税（銀行等）

**第三十五条** 法第十九条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二条）第十一条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第十一條第一項第四号、第八十一条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

三 信用協同組合又は中小企業等協同組合合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

第二節 特定目的会社

**第三十四条** 法第十六条第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
（設立費用）  
**第二節 特定目的会社**  
事由により解散した場合、当該特定目的会社の清算人による特定目的会社の登記事項証明書又はこれに代わる書面

嘉慶乙卯年續和

二 設立時発行特定出資と引換えにする金銭の  
払込みの取扱いをした銀行等（法第十九条第二項に規定する銀行等をいう。）に支払うべき手数料及び報酬

四 特定目的会社の設立の登記の登録免許税  
(銀行等)

令で定めるものは、次に掲げるものとする。

## 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二 業協同組合又は農業協同組合連合会

百四十二号) 第十一項第一項第四号 第八  
七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号  
又は第九十七条第一項第二号の事業を行ふ魚

三 言用協同組合又は中小企業等協同組合法

(昭和二十四年法律第二百八十一号)第九条の  
九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会  
言用全般にて言用全般にて

四 信用金庫又は信用金庫連合会  
五 労働金庫又は労働金庫連合会

第三十六条 法第九十七条第一項（法第七十四  
条第三項において準用する場合を含む。）並び  
に法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第  
四十二条第八項、第一百九条第二項、第一百十  
一条第六項、第一百三十八条第二項及び第一百四十七  
条第二項において準用する会社法第八百四十七  
条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げ  
る事項を記載した書面の提出又は当該事項の電  
磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的  
方法をいう。以下同じ。）による提供とする。  
一 被告となるべき者  
二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な  
事実  
(特定目的会社が責任追及等の訴えを提起しない  
理由の通知方法)  
第三十七条 法第二十五条第四項、第三十六条第十  
項、第四十二条第八項、第九十七条第二項  
(法第七十四条第三項において準用する場合  
を含む。)、第一百九条第二項、第一百二十条第六  
項、第一百三十八条第二項及び第一百四十七条第二  
項において準用する会社法第八百四十七条第四  
項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項  
を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方  
法による提供とする。  
一 特定目的会社が行った調査の内容（次号の  
判断の基礎とした資料を含む。）  
二 法第九十七条第一項（法第七十四条第三  
項において準用する場合を含む。）並びに法  
第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四  
十二条第八項、第一百十九条第二項、第一百二十  
条第六項、第一百三十八条第二項及び第一百四十  
七条第二項において準用する会社法第八百四  
十七条第一項の規定による請求に係る訴えに  
ついての前条第一号に掲げる者の責任又は義  
務の有無についての判断及びその理由  
三 前号の者に責任又は義務があると判断した  
場合において、責任追及等の訴え（法第九十  
一条第十項、第四十二条第八項、第一百十九条第  
二項、第一百二十条第六項、第一百三十八条第二  
項及び第一百四十七条第二項において準用する

(特定出資信託)  
**第三十八条** 法第二十九条第一項第四号に規定する責任  
会社法第八百四十七条第一項に規定する責任  
内閣府令で定める事項及び法第三十三条第三項において読み替えて準用する法第三十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 受託者の名称及び住所  
二 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所  
(特定出資信託が特定目的信託である場合を除く。)  
三 信託管理人、信託監督人及び受益者代理人  
(特定出資信託が特定目的信託である場合は、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は  
名称及び住所  
四 信託の目的(特定出資信託が特定目的信託である場合は、その旨)  
五 信託財産である特定出資の管理の方法  
六 信託終了の事由  
七 その他信託の条項  
(特定社員名簿記載事項の記載等の請求)  
**第三十九条** 法第三十条第二項において準用する  
会社法第三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
一 特定出資取得者(法第三十一条第二項に規定する特定出資取得者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、特定社員として  
特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者  
又はその一般承継人に對して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十条第二項において準用する会社法第三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる  
確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。  
二 特定出資取得者が前号の確定判決と同一の  
効力を有するもの的内容を証する書面その他の  
の資料を提供して請求をしたとき。  
三 特定出資取得者が指定買取人(法第三十一  
条第七項に規定する指定買取人をいう。第四十  
一条において同じ。)である場合において、  
譲渡等承認請求者(法第三十一条第六項に規  
定する譲渡等承認請求者をいう。第四十二条  
において同じ。)に対しても売買代金の全部を  
支払つたことを証する書面その他の資料を提  
供して請求をしたとき。

四 特定出資取得者が一般承継により当該特定目的会社の特定出資を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

五 特定出資取得者が当該特定目的会社の特定出資を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

六 特定出資取得者が法第三十八条において講み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による売却に係る特定出資を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(特定出資取得者からの承認の請求)

第四十条 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定出資取得者が、特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 特定出資取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 特定出資取得者が当該特定目的会社の特定出資を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 特定出資取得者が法第三十八条において講み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による売却に係る特定出資を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。  
(承認したものとみなされる場合)

第四十一条 法第三十一条第九項において準用する会社法第二百四十五条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 指定買取人が法第三十一条第六項の規定による通知の日から十日(これを下回る期間を除く)以内に定めた場合にあっては、その期間)以

内に同条第八項において準用する会社法第四十二条第一項の規定による通知をした場合において、当該期間内に譲渡等承認請求者に対して同条第二項の書面を交付しなかつたとき。

二 譲渡等承認請求者が当該指定買取人との間の特定出資に係る売買契約を解除した場合の特定出資信託に係る特定社員名簿記載事項の記載等の請求)

**第四十二条** 法第三十三条第三項において準用する会社法第三百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、法第三十三条第一項の規定により特定出資の信託を受けた者が特定出資に信託が設定されたことを証する書面その他の資料を提供して請求をした場合とする。

(募集特定出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

**第四十三条** 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十二条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

#### 一 特定資本金の額

二 法第三十一条第九項において準用する会社法第四十五条第一号に規定する定款の定めがあるときは、その規定

三 法第二十二条第二項第七号に規定する特定社員名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに營業所

四 電子提供措置(法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。第四十六条第四項第一号において同じ。)をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定

五 定款に定められた事項(法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。)であって、当該特定目的会社に対して募集特定出資の受けの申込みをしようとする者が当該者に対し通知することを請求した事項(募集特定出資等の申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

**第四十四条** 法第二十六条第五項において準用する会社法第二百一条第四項又は法第四十条第四項若しくは第二百二十二条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつ

て、特定目的会社が法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項又は法第四十条第一項若しくは第二百二十二条第一項の申込みをしようとする者に対して、これらの項の各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該特定目的会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 当該特定目的会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

(出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき取締役)

**第四十五条** 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十三条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 現物出資財産(法第三十六条第五項において準用する会社法第二百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この条において同じ。)の価額の決定に関する職務を行った取締役

二 取締役の過半数をもつて現物出資財産の価額を決定したときは、当該決定に同意した取締役

三 現物出資財産の価額の決定に関する社員総会の決議があつたときは、当該社員総会において当該現物出資財産の価額に関する事項について説明をした取締役

四 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 社員総会に現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

二 前号の議案の提案の決定に同意した取締役

(出資の履行の仮装に関する職務を行った取締役)

**第四十五条の二** 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行(法第三十六条第五項における処理を予定しているかの別及びその理由

(法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第一項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(法第三十九条において準用する会社法第二百三十四条第二項において準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の申立てをする時期の見込み(当該見込みにかかる取締役の判断及びその理由を含む。)

(ii) 法第三十九条において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による手続の経過

三 法第三十九条において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による手続の経過

て、特定目的会社が法第三十六条第五項において行われたときは、次に掲げる者とが見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び売却により得られた金を特定社員に交付する時期の見込み(当該見込みにかかる取締役の判断及びその理由を含む。)

当該処理により特定社員に交付することとが見込まれる金額の額及び当該額の相当性に関する事項

二 特定出資の併合をする特定目的会社(清算目的会社の成立の日)後に特定目的会社の財産の状況に重要な影響を与える事が生じたときは、その内容(備置開始日(法第三十八条において準用する会社法第二百八十二条の二第一項各号に掲げる日のいすれか早い日をいう。次号において同じ。)の末日(最終事業年度がない場合には、その内容(備置開始日(法第三十八条において準用する会社法第二百八十二条の二第一項各号に掲げる日のいすれか早い日をいう。次号において同じ。)の末日(最終事業年度をいう。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 特定出資の併合をする特定目的会社に支配社員(特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十四号)第二条第一項第一号に規定する支配社員をいう。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合には、当該特定目的会社の特定社員(当該支配社員を除く。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合には、その旨)

ロ 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第一項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(ii) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による手続の経過

三 備置開始日後特定出資の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項(特定出資の併合に関する事後開示事項)

四 特定出資の併合が効力を生じた日(法第三十八条において準用する会社法第二百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定出資の併合が効力を生じた日

二 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過



定目的会社の計算に関する規則第三十条第二項第五号に掲げる剰余金をいう。第五十六条及び第五十七条において同じ。)を減じて得た額(補欠の役員の選任)

**第五十一条** 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
- 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名(会計参与である場合にあっては、氏名又は名称)
- 三 同一の役員(二以上の役員の補欠として選任した場合にあっては、当該二以上の役員)につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
- 四 取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定期社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。  
(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

**第五十二条の二** 法第七十条第一項第二号(法第七十二条第二項及び第一百六十七条规定する内閣府令で定めるものは、精神的機能の障害のため職務を適正に執行するに当つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とことによる。

(累積投票による取締役の選任)

**第五十二条** 法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十二条第五項の規定により内閣府令で定めるべき事項は、この条の定めるところによる。

法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十二条第一項の規定による請求があつた場合には、取締役(社員総会の議長が存する

場合にあつては議長、取締役及び議長が存しない場合にあつては当該請求をした社員)は、同項の社員総会における取締役の選任の決議に先立ち、同条第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任することを明らかにしなければならない。

法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十二条第四項の場合において、投票の同数を得た者が二人以上存することにより同条第一項の社員総会において選任する取締役の数の取締役について投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとすることができるときには、当該社員総会において選任する取締役の数以下の数であつて投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとすることができる数の範囲内で、投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする。

前項に規定する場合において、法第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法第三百四十二条第一項の社員総会において選任する取締役の数から前項の規定により取締役に選任されたものとされた者の数を減じて得た数の取締役は、同条第三項及び第四項に規定するところによらないで、社員総会の決議により選任する。

(会計参与報告の内容)

**第五十三条** 法第八十六条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と合意した事項のうち主なもの
- 二 計算関係書類(成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る計算書類(法第一百二十二条第二項に規定する計算書類をいう。次条第一項及び第一百条第二項第一号において同じ。)及びその附属明細書をいう。以下この二項において同じ)のうち、取締役と会計参与が共同して作成したものの種類
- 三 会計方針(特定目的会社の計算に関する規則第二条第二項第八号に規定する会計方針をいう。)に関する次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

イ 資産の評価基準及び評価方法  
ロ 固定資産の減価償却の方法

ハ 引当金の計上基準  
ニ 収益及び費用の計上基準  
ホ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

四 計算関係書類の作成に用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法

**五** 前号に規定する資料が次に掲げる事由に該当するときは、その旨及びその理由

イ 当該資料が著しく遅滞して作成されたとき  
ロ 当該資料の重要な事項について虚偽の記載がされていたとき  
ミ 当該資料が著しく遅滞して作成されたとき  
ナ 未記載のとき又は適切に保存されていなかったときは、その旨及びその理由

**六** 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったときは、その旨及びその理由

**七** 会計参与が計算関係書類の作成のために行つた報告の微収及び調査の結果

**八** 会計参与が計算関係書類の作成に際して取締役と協議した主要な事項

(計算書類等の備置き)

**第五十四条** 会計参与が各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告を備え置く場所(以下この条において「会計参与報告等備置場所」という。)を定める場合には、

一 役員等(法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。)が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことは、当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの

二 役員等(法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。)が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことは、当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所(会計参与が税理士法昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所(会計参与が税理士法昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者であるときは、その勤務する税理士事務所又は当該税理士法人の事務所)の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

三 会計参与は、会計参与報告等備置場所として会計参与設置会社の本店又は支店と異なる場所を定めなければならない。

四 会計参与は、会計参与報告等備置場所を定めた場合には、運営なく、会計参与設置会社に対して、会計参与報告等備置場所を通知しなければならない。

(計算書類の閲覧)

**第五十五条** 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合とは、会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士土法人の業務時間外である場合とする。

**第五十六条** 法第八十六条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいづれか高い額をもつて損失の額とする方法とする。

一 零  
二 零から法第八十条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいづれか高い額をもつて損失の額とする方法とする。

(優先資本金の額の減少における損失の額)

**第五十七条** 法第八十条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいづれか高い額をもつて損失の額とする方法とする。

一 零  
二 零から法第一百九条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいづれか高い額をもつて損失の額とする方法とする。

(優先資本金の額の減少)

**第五十八条** 法第一百十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類(法第二百六条の規定に基づき種類を異にする優先出資を行ふ場合に限る。)とする。

(優先資本金の額の減少)

**第五十九条** 法第一百十条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による

内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する特定目的会社を含む保険契約であつて、当該特定目的会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該特定目的会社に生ずることのある損害(被保険者が填補することを目的として締結されたもの)

二 役員等(法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。)が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことは、当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの

三 役員等(法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。)が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことは、当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所(会計参与が税理士法昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所(会計参与が税理士法昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者であるときは、その勤務する税理士事務所又は当該税理士法人の事務所)の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

四 会計参与は、会計参与報告等備置場所として会計参与設置会社の本店又は支店と異なる場所を定めなければならない。

五 会計参与は、会計参与報告等備置場所を定めた場合には、運営なく、会計参与設置会社に対して、会計参与報告等備置場所を通知しなければならない。

(計算書類の閲覧)

**第五十五条** 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合とは、会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士土法人の業務時間外である場合とする。

**第五十六条** 法第八十六条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいづれか高い額をもつて損失の額とする方法とする。

一 零  
二 零から法第一百九条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいづれか高い額をもつて損失の額とする方法とする。

(優先資本金の額の減少)

**第五十七条** 法第一百十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類(法第二百六条の規定に基づき種類を異にする優先出資を行ふ場合に限る。)とする。

(優先資本金の額の減少)

**第五十八条** 法第一百十条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による







一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 第八十五条第一項第三号の取扱いを定める

五 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限  
（債権者集会の日時以前の時であつて、法第一百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に対する会社法第五百五十一条第二項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。次条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第一百八十一条第二項において準用する会社法第五百五十条第二項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。次条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第一百八十一条第二項において準用する会社法第五百五十条第二項の規定による議決権行使書面を記載すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。各議会についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄））をすることとするときは、その旨

（債権者集会参考書類）

第八十四条 債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該債権者集会参考書類の交付を受けるべき協定債権者が有する協定債権（法第一百五十四条において準用する会社法第五百五十五条第三項において準用する会社法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項）

二 議案

三 債権者集会参考書類には、前項に定めるものほか、協定債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができると認められる事項がある場合には、こ

法により提供している事項がある場合には、こ

て提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、こ

れらの事項は、債権者集会参考書類に記載することを要しない。

4 同一の債権者集会に関する協定債権者に対し提供する招集通知（法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十九条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この項及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。（議決権行使書面）

第五条 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議会についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

二 第八十三条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第八十三条第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

五 議決権を行使すべき協定債権者の氏名又は名称及び当該協定債権者について法第一百五十四条において準用する会社法第五百五十九条の規定により債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 法第一百六十二条第四項において準用する会社法第五百六十二条の規定により債権者集会に対する報告及び意見の陳述がされたときは、その報告及び意見の内容の概要

五 債権者集会に出席した清算人の氏名

六 氏名

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

（書面による議決権行使の期限）

第六条 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第八十三条第二号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第七条 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第八十三条第五号イの行使の期限とする。

（債権者集会の議事録）

第八条 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百六十一条の規定による債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

一 債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

二 債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百五十九条の規定により債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 法第一百六十二条第四項において準用する会社法第五百六十二条の規定により債権者集会に対する報告及び意見の陳述がされたときは、その報告及び意見の内容の概要

五 債権者集会に出席した清算人の氏名

六 氏名

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

（業務の委託）

第九十条 法第二百条第二項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とす

る。

一 船舶（商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百八十六条第二項に規定する船舶を除く。）

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）により登録を受けた自動車（自動車抵当法（昭和二十六年法律第八十七号）第二条ただし書に規定する大型特殊自動車を除く。）

三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）により登録を受けた飛行機及び回転翼航空機

四 金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同様第二項（第三号から第六号までを除く。）の規定により有価証券とみなされる権利（法第二百条第二項第二号に規定する債権を除く。）

五 約束手形（前号に掲げるものを除く。）

六 組合契約（民法第六百六十七条の組合契約をいう。）の出資の持分（第九十五条第二項に規定するものに限る。）

七 置名組合契約（商法五百三十五条の置名組合契約をいう。）の出資の持分（第九十五条第二項に規定するものに限る。）

八 合資会社の出資の持分（定期において業務執行権を有しないものとされている有限責任社員に係るものに限る。）

九 合同会社の出資の持分（定期において業務執行権を有しないものとされている社員に係るものに限る。）

十 外国法令に準拠して設立された法人の出資の持分であつて、前二号に掲げる出資の持分に相当するもの（業務執行権を有しない社員に係るものに限る。）

十一 特許権並びにその専用実施権及び通常実施権

十二 実用新案権並びにその専用実施権及び通常実施権

十三 意匠権並びにその専用実施権及び通常実施権

十四 商標権並びにその専用使用権及び通常使用権

十五 育成者権並びにその専用利用権及び通常利用権

十六 回路配置利用権並びにその専用利用権及び通常利用権

十七 著作権及び著作隣接権







あるのは、「第一百二十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。

受託信託会社等は、第百七条第五号に掲げる事項を変更した場合(第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。)は、当該変更のために新たに締結した第百四条第一項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

受託信託会社等は、第百九条第二号に掲げる事項を変更した場合(第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。)は、当該変更のために新たに締結した法第二百二十五条第二項第三号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

管轄財務局長は、資産信託流動化計画変更届出書を受理したときは、資産信託流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画に記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

(資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第一百三十三条 法第二百二十七条第二項において準用する第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 受託信託会社等が権利者集会に提案してその承諾を受けた場合 次に掲げる書類

イ 権利者集会の議事録の謄本

ロ 特定目的信託契約において受益権を元本の議事録の謄本

二 裁判所の裁判により信託財産の管理办法が定められた場合 当該裁判に係る裁判書の謄本又は抄本

三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第二号に該当する場合は、当該変更の原因と

なる決議を行つた権利者集会(法第二百五十五条第一項に規定する種類権利者集会を含む。)の議事録の謄本又は裁判に係る裁判書の謄本若しくは抄本

ハ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従つて、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことを証する書面

ハ 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があつたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面

ハ 第百二十三条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託終了の届出)

第一百四十四条 法第二百二十八条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であつた信託会社等は、別紙様式第十六号により作成した届出書に、法第二百七十九条第三項において準用する法第二百七十五条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して管轄財務局長に提出しなければならない。

第三節 特定目的信託

(特定目的信託契約)

第一百五十五条 法第二百二十九条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 権利者集会の決議事項、決議の方法、議決権その他の権利者集会に関する事項

二 代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項

三 特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項

四 特定目的信託契約終了の事由に関する事項

五 その他重要な事項

(特定目的信託契約)

第一百六十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げた事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

ハ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従つて、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことを見する書面

ハ 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十七条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があつたことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面

ハ 第百二十三条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託終了の届出)

第一百四十四条 法第二百二十八条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であつた信託会社等は、別紙様式第十六号により作成した届出書に、法第二百七十九条第三項において準用する法第二百七十五条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して管轄財務局長に提出しなければならない。

第三節 特定目的信託

(特定目的信託契約)

第一百五十五条 法第二百二十九条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 権利者集会の決議事項、決議の方法、議決権その他の権利者集会に関する事項

二 代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項

三 特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項

四 特定目的信託契約終了の事由に関する事項

五 その他重要な事項

(特定目的信託契約)

第一百六十七条 法第二百三十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債的受益権である旨及び当該社債的受益権に係る特定目的信託契約の締結に際し、当該特定目的信託契約に基づき信託された特定資産を買い戻さなければならぬ旨の条件が付されているもの

二 当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならぬ旨の条件が付されているもの

三 前二号に掲げるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らし、原委託者の会計処理において、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に基づき信託された特定資産が受託信託会社等に移転すると認められないもの

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第一百六十八条 法第二百三十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第百十条第一号口(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)に掲げる事項が記載され、又は記録されていること。

二 資金の借入れ又は費用の負担の目的が、予測困難な事由によって資金調達を緊急に行わなければ受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合において、一時的な資金不足に対応するもの(令第五十二条第二項第一号の配当とは同項第三号の償還のためのものを除く。)であること。

三 あらかじめ受託信託会社等が当該資金の借入れ又は費用の負担を行うことについて、代表権利者又は特定信託管理者の承諾を得ていること(代表権利者及び特定信託管理者が存しない場合にあつては、各受益証券の権利者に通知をし、又は公告をしてのこと)。

## (金銭の運用方法)

**第一百八十八条** 法第二百三十二条第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 金融庁長官の指定する銀行その他の金融機関への預金

二 金銭信託（元本の損失の補てん契約があるものに限る。）

三 コール資金の貸付け

（受益証券の記載事項）

**第一百八十九条** 法第二百三十四条第五項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受益証券に係る受益権の元本の額

二 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産（從たる特定資産を除く。）の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

（権利者名簿記載事項）

**第一百九十条** 法第二百三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 権利者名簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

二 記名式の受益証券をもつて表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容

三 前二号に掲げるもののほか、当該受益証券に係る特定目的信託契約の条項

（受託信託会社等が記名式の受益証券を取得した場合の特例）

**第一百九十二条** 受託信託会社等が記名式の受益証券の全部又は一部を取得した場合において、当該受益証券が消滅しなかつたときは、受託信託会社等は、権利者名簿に記載又は記録される事項として、当該受益証券が固有財産に属するか、他の信託財産に属するか、又は当該受益証券に係る特定目的信託の信託財産に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。（権利者名簿記載事項の記載等の請求）

**第一百九十三条** 法第二百三十六条第二項において準用する信託法（平成十八年法律第八号）第一百九十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券取得者（受益証券を受託信託会社等以外の者から取得した者（当該受託信託会社等を除く。））が受益証券を提示して請求をした場合とする。

**第一百九十四条** 受託信託会社等は、特定目的信託契約の締結の日（資産信託流動化計画に第六百六十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券取得者（受益証券を受託信託会社等以外の者から取得した者（当該受託信託会社等を除く。））が受益証券を提示して請求をした場合とする。）（計算書類等の作成期日）

**第一百九十五条** 受託信託会社等は、特定目的信託契約の締結の日（資産信託流動化計画に第六百六十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券取得者（受益証券を受託信託会社等以外の者から取得した者（当該受託信託会社等を除く。））が受益証券を提示して請求をした場合とする。）（計算書類等の作成期日）

条第三号に掲げる事項の記載又は記録がある場合は、特定目的信託契約の効力が発生する日。以下この条において「締結日」という。）から二週間以内に、締結日現在の信託財産に係る貸借対照表を作成しなければならない。

**第一百九十六条** 受託信託会社等は、次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百九十七条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百九十八条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百九十九条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百二十条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百二十一条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百二十二条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百二十三条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百二十四条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百二十五条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

**第一百二十六条** 法第二百二十二条受託信託会社等は、次に掲げる書類にあっては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を法第二百二十二条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

## (資産信託流動化計画の変更禁止事項)

**第一百二十四条** 法第二百六十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第百七条第一項一号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者及び特定資産の取得を予定する場合において当該特定資産の譲渡人に係る事項を除く。）とする。

（開発により特定資産を取得する場合を除く。）

る資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書類

イ 土地若しくは建物又は令第十五条第一項各号に掲げるもの 不動産鑑定士によるこれららの資産に係る不動産の鑑定評価の評価につき調査した結果

（電磁的記録）

ロ イに掲げる資産以外の資産 当該資産の価格につき調査した結果

（電磁的記録）



長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定目的会社等の本店、主たる事務所又は住所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定目的会社等は、当該届出書等を提出しなければならない。

### (標準処理期間)

財務局長又は福岡財務支局長は、  
法、令及びこの府令の規定による承認又は確認に  
関する申請がその事務所に到達してから二箇月  
以内に、当該申請に対する処分をするよう努  
めるものとする。

前項に規定する期間には、次に掲げる期間を  
含まないものとする。

一 当該申請を補正するためには要する期間  
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更  
するためには要する期間  
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に  
必要と認められる資料を追加するためには要す  
る期間

**第二条 削除**

**附 則** (平成二年一月一七日総理府  
(施行期日) 令第一三七号) 抄

**第一条** この府令は、特定目的会社による特定資  
産の流動化に関する法律等の一部を改正する法  
律(平成十二年法律第九十七号。以下「改  
正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月  
三十日)から施行する。

### (施行期日)

**附 則** (平成二年一月一七日総理府  
(施行期日) 令第一三七号) 抄

**第一条** この府令は、特定目的会社による特定資  
産の流動化に関する法律等の一部を改正する法  
律(平成十二年法律第九十七号。以下「改  
正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月  
三十日)から施行する。ただし、第三十三条から  
第三十五条までの規定は、内閣法の一部を改正  
する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行  
の日(平成十三年一月六日)から施行する。

### 附 則 (平成一三年三月二六日内閣府令 (施行期日) 第一八号)

この府令は、書面の交付等に関する情報通信  
の技術の利用のための関係法律の整備に関する  
法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施  
行する。

### 附 則 (平成一四年一月二三日内閣府令 (第一号))

この府令は、平成十四年一月一日から施行す  
る。

### 附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令 (第一七号)) 抄

この府令は、平成十四年四月一日から施行す  
る。

### 附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令 (第一七号)) 抄

この府令は、平成十四年四月一日から施行す  
る。

### 附 則 (平成一四年六月二十四日内閣府令 (施行期日) 第五〇号)

この府令は、平成十四年七月一日から施行す  
る。

### 附 則 (平成一四年六月二十四日内閣府令 (施行期日) 第五〇号)

この府令は、平成十四年七月一日から施行す  
る。

### 附 則 (平成一四年六月二十四日内閣府令 (施行期日) 第五〇号)

この府令は、平成十五年一月六日から施行す  
る。

場合におけるこの府令の施行後にしての行為に對  
する罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

### 附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令 (第一六号))

この府令は、平成十四年四月一日から施行す  
る。

### 附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令 (第一六号)) 抄

この府令は、平成十四年四月一日から施行す  
る。

しくは特定借入れの実行又は当該取得に係る資  
金の還付」とあるのは、「資産対応証券の発行」  
と、同号ホ中「及び第百五十七条第二項にお  
いて」とあるのは、「において」と、「資産対応証  
券又は特定借入れ」とあるのは、「資産対応証  
券」と、「資産対応証券の発行、特定借入れの  
実行」とあるのは、「資産対応証券の発行」と  
同条第二号中「業務開始届出」とあるのは、「内  
閣総理大臣の登録」(会社法整備法第二百三十条  
第一項の規定により、登録を受けたものとみな  
される場合を含む。)とする。

### 附 則 (平成一九年二月八日内閣府令 (第一六号))

この府令は、平成十九年二月八日から施行す  
る。

### 附 則 (平成一九年二月八日内閣府令 (第一六号)) 抄

この府令は、平成十九年二月八日から施行す  
る。





2 著作権にあつては、次に掲げる事項（当該事項のうち不明なものについては、その旨）

イ 著作物の題号（題号がないときは、その旨）、著作者の氏名又は名称、著作物が最初に公表された年月日（未公表の著作物であるときは、その旨）、著作物の種類及び内容又は体様並びに著作権の存続期間に関する事項

ロ 著作者が日本国民以外の者（以下この号において「外国人」という。）であるときは、その国籍（その者が法人であるときは、その設立にあたって準拠した法令を制定した国及び当該法人の主たる事務所が所在する国の国名）

ハ 公表された著作物にあつては、著作物の最初の公表の際に表示された著作者名（無名で公表された著作物であるときは、その旨）

ニ 発行された外国人の著作物にあつては、著作物が最初に発行された国の国名

3 出版権にあつては、次に掲げる事項（当該事項のうち不明なものについては、その旨）

イ 2イからニまでに掲げる事項

ロ 設定された出版権の範囲、設定行為で定められた存続期間（設定行為に定めがないときは、その旨）、設定行為に著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第八十条第二項又は第八十一条ただし書の別段の定めがあるときは、その定めその他の出版権の設定行為の内容に関する事項

4 著作隣接権にあつては、次に掲げる事項（当該事項のうち不明なものについては、その

(1) 実演家の氏名、実演が行われた年月日及びその行われた国の国名、実演の種類及び内容並びに実演家の権利の存続期間又は有線放送番組の名称（名称がないときは、その旨）

(2) 実演家がその氏名に代えて通常用いている芸名があるときはその芸名

(3) 実演家が外国人であるときはその国籍

(4) レコードに固定されている実演にあっては、当該レコードの名称（名称がないときは、その旨）及びハ（1）に掲げる事項並びに実演が国外において行われたものである場合にはハ（2）に掲げる事項

(5) 国外において行われ、かつ、放送又は有線放送において送信された実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）で著作権法第八条各号のいずれかに該当するレコードに固定されているもの以外のものにあっては、当該放送番組又は有線放送番組の名称（名称がないときは、その旨）並びにニ（1）及び（2）又はホ（1）及び（2）に掲げる事項

(6) 映画の著作物において録音され、又は録画されている実演にあっては、当該映画の著作物の題号（題号がないときは、その旨）及び映画製作者の氏名又は名称

(2) レコード製作者が外国人であるときは、その国籍及びレコードに固定されている音が最初に固定された国の国名

六 十	
げ項十項産特以る資に掲各前るに八及へ定外資も掲のび次資項	<p>(3) レコードに固定され る音が最初に固定された年月 日、レコードの内容及びレコ ド製作者の権利の存続期間</p> <p>(4) 商業用レコードがすでに 販売されているレコードにあつ ては、最初に販売された商業用 レコードの名称（名称がないと きは、その旨）、体様及び製作 者の氏名又は名称</p> <p>ニ 放送事業者の権利にあつて は、次に掲げる事項</p> <p>(1) 放送事業者の氏名又は 名称</p> <p>(2) 放送事業者が外国人であ るときは、その国籍及び放送が 行われた放送設備のある国の 国名</p> <p>(3) 放送が行われた年月日、 放送事業者の権利の存続期間、 放送の種類及び放送番組の内 容 ホ 有線放送事業者の権利にあ つては、次に掲げる事項</p> <p>(1) 有線放送事業者の氏名又 は名称</p> <p>(2) 有線放送事業者が外国人 であるときは、その国籍及び有 線放送が行われた有線放送設備 のある国の国名</p> <p>(3) 有線放送が行われた年月 日、有線放送事業者の権利の存 続期間、有線放送の種類及び有 線放送番組の内容</p> <p>5 その他当該著作権等を特定 するに足りる事項</p> <p>前各項の特定資産の内容欄に掲 げる事項に準ずる事項</p>







に記載し、第1回の次に添付すること。  
第2回以降は、届出をする専用目的会社に係る専用目的会社名簿を  
実効に係る事項を記載した頁に換えるべきものとして、実効後の内  
容で記載した柔軟開拓墨書き用（別紙様式1号）の第3回、第3回以  
降のうち、該当する株式を作成すること。  
(第2回)

- 提出者の複号  
変更届出年月日 年 月 日  
文部省

別紙様式第10号（第29条第1項関係）

当するかを記載すること。  
 5、「実施の手続」には、それぞれの変更事項について、変更を決定するまでに要した目的物の会社内外の手続（変更関係人全員の事前の承認の手続、実質高騰化計画に冠された監査の手続等）を記載すること。  
 （第2回）

2. \_\_\_\_\_は、年月日に資産流動化計画の変更を行いました。  
（財政上の注意）  
上記より、下欄には、新規目的会社の情報と記載し、年月日は変更のための





